枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略(試案)

1. 策定の経過・趣旨

国は、少子高齢化の進展への対応や、東京圏への人口集中の是正のため、まち・ ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)を制定し、平成26年12月27日 に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦 略」をそれぞれ閣議決定しました。また、同法第10条においては、市町村におい ても、国や都道府県の総合戦略を勘案し、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと 創生の基本的な計画を定める努力義務が明記されています。

こうしたことから、本市においても、定住の促進など人口減少への対応を図るた め、本市の人口ビジョンを踏まえた上で、平成31年度までの5年間を計画期間と した「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものです。

2. 策定体制

枚方市 枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略 に関する意見聴取会 枚方市総合戦略の策定に向けて、客観的・専門 庁内委員会 的な観点からご意見を頂くために設置するもの。 (総合計画等策定委員会) 【担任事務】 報告 全 10 人 示 本市の「総合計画」 市 (1) 学識経験を有する者 及び「総合戦略」を検 (2) 産業団体を代表する者 議 討する。(副市長、理事、 (3) 労働団体を代表する者 (4) 金融機関を代表する者 部長等で構成される) 会 (5) 放送、出版、インターネット等により地域 意見 の情報を発信する団体を代表する者 見 (6) 市民団体を代表する者 (7) 関係行政機関の職員 (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認 める者 総合戦略の策定 (平成 28 年 3 月予定)

3. 人口ビジョン

本市の人口ビジョンについては、平成26年1月に、第5次総合計画策定に向けての基礎資料として作成した「枚方市人口推計調査報告書」を基本として、国や大阪府の人口ビジョンを踏まえ、自然増減や社会増減に関する条件を仮定し、本市の将来人口を展望します。

自然増減・社会増減についての条件

自然増減について

- ■「国の長期ビジョン」では、合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当) の仮定値を 2020(平成 32)年に 1.6、2030(平成 42)年に 1.8、2040(平成 52)年に 2.07としています。
- ■「大阪府人口ビジョン(作成中)」では、合計特殊出生率の仮定を、国の示す仮定値、及び、大阪府と国全体の出生率の差を加味した仮定値の2とおりとしています。
- ■これらを踏まえて、本市における合計特殊出生率については、以下のとおり、国と大阪府の仮定値とします。

	2020(平成 32)年	2030(平成 42)年	2040(平成 52)年
国の示す出生率	1.6	1.8	2. 07
大阪府の示す出生率	1.49	1.68	1.93

【参考】合計特殊出生率(2013(平成25)年ベース):全国1.43、大阪府1.32、枚方市1.27

社会増減について

■本市では2020(平成32)年に社会移動がゼロになると仮定します。

【参考】本市の2014(平成26年)中の社会移動は969人の転出超過

本市人口の将来展望

※本市では、国と大阪府が示す出生率の 2とおりの推計を行います。



自然増減・社会増減ともに上記の条件を満たし、人口減少に歯止めがかかった場合 →2040 (平成 52) 年における本市の人口は、358,970~363,685 人の間になると推計 されます。

4. 総合戦略の基本的な考え方

人口ビジョンで示す将来展望の推計に近づけるために、国や大阪府の総合戦略を踏まえながら、本市の実情に応じた5か年(平成27年度から平成31年度までの5年間)の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を提示します。

(1)総合戦略の構成について

①基本目標

国や大阪府の総合戦略の政策分野を勘案しながら、人口ビジョンの実現に向けて効果の高い取り組みを集中的に実施していく観点から、一定のまとまりの政策分野を定めるとともに、基本目標(実現すべき成果に係る数値目標)を設定します。

【参考】国の総合戦略が定める政策分野

- ・「地方における安定した雇用を創出する」
- ・「地方への新しい人の流れをつくる」
- ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
- ・「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」

②施策目標と基本的方向

①で定める基本目標を達成するために講ずべき施策の目標や基本的方向を定めます。

③具体的な施策と客観的な指標

②で定める基本的方向に沿って、具体的な施策を定めます。あわせて、各施策の効果を客観的に検証できるように、基本的方向ごとに重要業績評価指標(KPI: Key Performance Indicator)を設定します。なお、指標は、実現すべき成果に係る指標(成果指標)を原則としますが、設定が困難な場合は、行政活動そのものの結果に係る指標(活動指標)を設定します。

(記載例)

基本目標1

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める

数値目標

- ・安全で快適な道路環境が整っていると感じている市民の割合○○%
- ・公共交通機関が整っているなど都市機能が充実していると感じている市民の割合□□%
- ・枚方市駅周辺が賑わい、魅力あふれる中心市街地であると感じている市民の割合△△%
- ・市内での産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合△△%

施策目標

1. 安全で快適な交通環境が整うまち

(1) 交通渋滞を緩和するとともに、安全性を確保するため、市内の幹線道路の整備や 京阪本線連続立体交差事業を進めるとともに、生活道路の改善を図ります。

具体的な施策

基本的方向

- ①牧野長尾線などの幹線道路の整備や地域の交通環境の改善
- ②京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業の推進

(2) 第5次枚方市総合計画との関係について

本市では、平成28年度を始期とする「第5次枚方市総合計画」の策定に向けて、学 識経験者や関係団体代表者、市民などで構成する総合計画審議会に諮問し、審議を進 めています。

総合計画は、本市の将来像を示し、その実現に向けて重点的に取り組む施策のほか、 広く各部門における取り組みなどを定めるもので、市の全ての計画の基礎となる最上 位計画であることから、枚方市総合戦略の策定においても、総合計画との整合を図り ながら内容を検討します。

第5次枚方市総合計画(試案)

<重点的に進める施策>

- 1. 市民、市民団体、事業者、行政が連携し、支えあうまちをつくる
- 2. 安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちをつくる
- 3. 誰もがいつまでも健康に暮らせるまちをつくる
- 4. 人々が交流し、賑わいのあるまちをつくる

5. 総合戦略の方向性

少子高齢化が急速に進展し、人口減少が進む中にあっても、さらなるまちの魅力 向上を図り、より一層、市民が住み続けたい、市外の人が住みたいと思えるまちに 発展し続けるため、以下の3つを戦略の柱として、積極的な推進を図ります。

- 1. 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める
- 2. 安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな 成長と学びを支える
- 3. 市民の健康増進や地域医療の充実を図る

6. 総合戦略の基本目標・基本的方向・具体的な施策

上記で示す総合戦略の方向性に基づき施策を推進するため、3 つの柱ごとに、「基本目標」・「基本的方向」・「具体的な施策」を定めます。

基本目標1

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める

数値目標

- ・安全で快適な道路環境が整っていると感じている市民の割合○○%
- ・公共交通機関が整っているなど都市機能が充実していると感じている市民の割合□□%
- ・枚方市駅周辺が賑わい、魅力あふれる中心市街地であると感じている市民の割合△△%
- ・市内での産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合△△%
- 1. 安全で快適な交通環境が整うまち

※基本的方向ごとにKPI (重要業績評価指標) を設定します。

- (1)交通渋滞の緩和や安全な交通環境を確保するため、市内の幹線道路の整備や京阪本線 連続立体交差事業を進めるとともに、生活道路の改善を図ります。
 - ①牧野長尾線などの幹線道路の整備や地域の交通環境の改善
 - ②京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業の推進
- (2)交通渋滞の緩和や都市間交流の活性化を図るため、淀川渡河橋の整備など広域幹線道路の整備に向けて取り組みます。
 - ①新名神高速道路やアクセス道路などの整備に向けた国・大阪府への働きかけ
- (3)日常生活において安全に歩行できるよう、快適な歩行空間の整備に取り組むとともに、 交通事故の防止を図るため、自転車や歩行者の交通安全意識の向上を図ります。
 - ①歩道の環境整備
 - ②自転車通行空間の整備
 - ③交通安全教室の実施など交通安全意識の啓発

- 2. 快適で暮らしやすい環境を備えたまち
- (1) 市民生活の利便性向上や環境負荷の低減などを図るため、効率的で利便性が高く、持続可能な公共交通環境の整備を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。
 - ①人、自転車、公共交通を優先させた交通計画の策定・推進
 - ②バス走行環境の充実
 - ③利便性の高い公共交通ネットワークの構築
 - ④公共交通機関の利用啓発
- (2) 利便性の高い都市環境をめざし、都市機能の集約を図る拠点を適正に配置し、効率的・効果的な都市整備を進めます。
 - ①「都市計画マスタープラン」の改定・推進
 - ②都市機能の集約などコンパクトなまちづくりに向けた立地適正化計画の作成・推進
 - ③土地区画整理事業の支援などゆとりのある住宅地の形成
- (3) 今後、増加することが見込まれる空き家・空き地の発生抑制、適正管理及び活用を促進します。
 - ①空き家・空き地の適正管理・活用の推進
- (4) 地震等の災害発生時に、被害を軽減できるよう、建築物の耐震化や、道路や橋梁、上下水道などの都市基盤の計画的な維持管理を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。
 - ①道路、橋梁、上下水道などの公共施設の更新・改修・耐震化
 - ②住宅などの建築物耐震化の支援
- (5)公共下水道の雨水排水施設の適切な管理や計画的な整備を進めるなど、浸水被害の軽減を図ります。
 - ①雨水管の計画的な整備やポンプ場の改築・更新

- 3. 人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち
- (1) 利便性が高く、魅力あふれる中心市街地の形成に向けて、商業、文化芸術、居住施設 をはじめ、緑化等による景観など、交通結節点における様々な機能を充実できるよう、 枚方市駅周辺の再整備を進めます。
 - ①枚方市駅周辺再整備ビジョンの推進
- (2)枚方市駅周辺が、人々が集い交流し、様々な活動が活発に展開される拠点となるよう、 様々なイベントの開催など賑わいづくりを創出します。
 - ①枚方市駅周辺の賑わいにつながるイベントの開催や情報発信の充実
- 4. いきいきと働くことのできるまち
- (1)就職困難者に対する就労支援をはじめ、地域の実情に応じた新たな雇用機会の創出な ど、雇用施策の充実に取り組みます。
 - ①合同企業就職面接会や企業向けセミナーの開催など雇用対策の充実
 - ②市内大学の学生を含む若年層の市内企業への就労に向けたマッチングの取り組み
 - ③就労支援コーディネーターによる就労相談の推進
 - ④生活困窮者に対する就労支援
- 5. 地域産業が活発に展開されるまち
- (1)企業誘致を促進するほか、企業団地などを中心に製造業の集積を図るなど、市内産業 の活性化を図ります。
 - ①産業集積地域における新規立地等に対する支援
- (2)中小企業の競争力強化のため、経営基盤の強化を図るとともに、産業技術や製品など を広く発信することで、市内産業の振興を図ります。
 - ①地域活性化支援センターにおける経営相談
 - ②融資の信用保証料補給など小規模企業への経営支援
 - ③市内産業の情報発信

- (3) 創業を希望する個人等が市内で独立創業できる環境づくりの充実を図ります。
 - ①創業者の増加に向け、創業の準備から創業後のフォローまで段階に応じた創業支援
- (4)市内の企業・個人等が特徴ある地域資源などを活用した新たな事業展開に取り組める環境づくりを進めます。
 - ①医療分野などの地域資源を活用した新規ビジネスや新たなコミュニティビジネス等 への支援
- (5) 身近な地域で買い物ができる利便性の向上や、地域活力の向上を図るため、主体的に 取り組む商店街の活性化を図ります。
 - ①地域活性化に主体的に取り組む商店街への支援
- 6. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち
- (1)本市が有する歴史文化遺産や淀川、東部地域の自然などの貴重な観光資源を効果的に 発信し、地域内外の交流機会の創出を図ります。
 - ①歴史や文化などの観光資源の情報発信の強化
 - ②観光資源を活用した地域内外の交流機会の創出
- (2)学生の活力を生かしたまちづくりを進めるため、教育など様々な分野で、学生のまちづくりへの参画を図ります。
 - ①学生の地域の各種行事への参加の促進

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える

数値目標

- ・安心して妊娠・出産できる環境が整っていると感じている市民の割合○○%
- ・安心して子育てできる環境が整っていると感じている市民の割合△△%
- ・教育環境が充実していると感じている市民の割合□□%
- 1. 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち
- (1)妊娠、出産を望むすべての人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、母と子の心身の健康づくりを進めます。
 - ①妊産婦訪問等による相談支援
 - ②マタニティスクールや子育で講演会、離乳食講習会などによる妊産婦とその家族に対する妊娠や育児に関する知識の普及
 - ③妊産婦健康診査の実施など母子の健康管理の充実
 - ④産後ケア事業などによる母子の健康づくりへの支援
 - ⑤不妊症及び不育症治療に対する支援
- 2. 子どもたちが健やかに育つことができるまち
- (1)子どもの心身の健やかな育ちを支援するため、疾病等の予防・早期発見・早期対応の 取り組みを進めます。
 - ①乳幼児健康診査や子ども医療費など子どもの健康づくりへの支援
- (2) 保護者の様々なニーズに応じて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づく りを進めます。
 - ①教育・保育に係る量の確保と質の改善
 - ②放課後児童対策の拡充
 - ③保幼小の円滑な接続の推進
- (3) 障害児やその家族が安心して子育てできる環境づくりを進めます。
 - ①障害児等に対する相談支援の充実
 - ②障害児等の発達支援の充実

- (4)子育てに対する相談体制の充実を図るとともに、子育て世帯が交流できる場を確保するなど、地域の子育て支援を進めます。
 - ①子育てに対する相談体制の充実
 - ②乳幼児と保護者の地域交流の場の確保
 - ③子どもが安全に過ごせる居場所づくりの推進
- (5)子どもの人権擁護の推進を図るため、児童虐待等の問題に対し、発生予防・早期発見・ 早期対応の取り組みを進めます。
 - ①児童虐待防止に向けた支援プログラムの実施など発生予防の推進
 - ②児童虐待の相談体制の充実
- (6)社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりや若年無業者(二一ト)等の子ども・若者の社会的自立に向けた取り組みを進めます。
 - ①困難を有する子ども・若者とその家族の早期発見・適切な支援機関への誘導
 - ②「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」等の相談体制の充実
 - ③多様な関係機関による支援ネットワークの充実
- (7)子どもの健やかな成長を支えるため、ひとり親家庭の自立に向けた取り組みを進めます。
 - ①就業支援の推進などひとり親家庭の自立支援の充実
- (8)男女がともに仕事と生活を両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図ります。
 - ①ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発
- 3. 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち
- (1)義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するとともに、正確に理解・表現する ための言語能力や思考力の育成、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能 力の育成などにより、子どもの確かな学力の定着を図ります。
 - ①小中一貫教育の充実
 - ②朝の読書や学校司書の配置による読書指導の充実
 - ③少人数指導の推進
 - ④ I C T機器を活用した教育の充実
 - ⑤英語教育指導助手 (NET・JTE) の配置による小中一貫英語教育の推進

- (2) 充実した教職員研修等を通じて、高い指導力と意欲を持つ教職員の育成を図ります。
 - ①教職員研修の充実による指導力の向上
- (3) 学校、家庭、地域が連携しながら、子どもの社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むとともに、健やかな身体を育成する取り組みを進めます。
 - ①道徳教育や体験学習などによる豊かな心の育成
 - ②健康の保持・増進や食育の推進などによる子どもの健やかな身体の育成
 - ③学校、家庭、地域で構成する地域教育協議会への支援
- (4) 学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、いじめの未然防止や早期発見を図るとともに、不登校の子どもへの支援に取り組みます。
 - ①人権教育の推進
 - ②いじめ問題解決に向けた警察等の関係機関との連携強化
 - ③不登校の子どもを対象とした適応指導教室の実施
 - ④いじめや不登校に対する電話相談体制の充実
- (5)子どもたちの安全確保を図るため、保護者・地域・学校などが連携し、子どもが安全 に安心して学べる環境づくりを進めます。
 - ①通学路における危険箇所の点検調査や学校安全監視などによる安全な教育環境の確保
 - ②子どもの自ら身を守る意識の向上
- (6)安全で快適に学習できる環境を確保するため、老朽化した学校施設の更新や改修、学校規模等の適正化を図るなど、教育環境の向上を図ります。
 - ①学校規模等の適正化の推進
 - ②学校施設の計画的な整備
 - ③中学校給食の実施など学校給食の充実
- (7)障害のある子どもたちへの支援教育の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図ります。
 - ①支援教育コーディネーターによる支援教育の充実

基本目標3

市民の健康増進や地域医療の充実を図る

数値目標

- ・心身ともに健康に暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合○○%
- ・安心して適切な医療が受けられる環境が整っていると感じている市民の割合△△%
- ・高齢者が地域でいきいきと暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合□□%
- 1. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち
- (1)「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」において、関係団体が連携しながら、多彩 な連携事業の展開を通じて、市民の健康増進を図ります。また、誰もが日頃から健康 づくりに取り組めるよう、健康増進に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。
 - ①健康教育の推進など健康づくりに関する啓発
 - ②健康・医療に関する相談体制の充実
 - ③ウォーキングによる健康づくりの取り組みの支援
- (2) あらゆる世代の人が、いつでも気軽にスポーツなどの健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めます。
 - ①気軽にスポーツやレクリエーションができる環境づくり
 - ②健康増進に向けたスポーツ活動の普及・促進
- (3)各種健(検)診の受診者を増やすなど生活習慣病などの疾病の予防・早期発見を進めるとともに、食育や歯科口腔保健の推進を図ります。
 - ①特定健康診査やがん検診など各種健(検)診の受診率向上の啓発
 - ②職域保健との連携による健康づくりの支援
 - ③乳幼児期からの食育の実践の啓発
 - ④歯科口腔保健の推進

- (4) こころの病気の早期発見や早期対応に向けた取り組みを進めます。
 - ①こころの健康相談の充実
 - ②自殺予防対策の推進
- (5) 難病に対する理解を深めるとともに、医療や介護、福祉の連携を図りながら、難病患者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
 - ①保健師などの専門職による難病患者に対する相談等の支援
 - ②難病患者をとりまく地域ケアシステムの構築・推進
- (6)薬物による健康被害を防ぐため、薬物乱用防止に向けた取り組みを進めます。
 - ①薬物乱用防止街頭キャンペーンなど薬物乱用防止の啓発
- 2. 公衆衛生や健康危機管理が充実したまち
- (1)健康に関する危機管理体制を強化して、感染症の予防や拡大防止対策などの強化を図ります。
 - ①感染症に対する正しい知識の普及・啓発
 - ②新たな感染症の予防・拡大防止に向けた体制整備
- (2)安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や生活衛生関係施設における衛生水準を高める取り組みを進めます。
 - ①食品・生活衛生施設に対する監視・指導
 - ②事業者による自主管理体制の強化に向けた支援
 - ③食中毒予防に向けた消費者に対する食品の取り扱い等の啓発
- (3)人と動物の共生を推進するため、動物の愛護・適正飼養の推進を図ります。また、殺処分される犬猫を減少させるため、譲渡の促進を図ります。
 - ①動物愛護や適正飼養に関する啓発
 - ②動物愛護団体やボランティア等との連携による譲渡の促進

- 3. 安心して適切な医療が受けられるまち
- (1)「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」において、関係団体が連携しながら、地域 医療の充実を図ります。また、地域のかかりつけ医から高度な医療を提供できる公的 病院までが連携し、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる地域医療の充実を図る など、市民の医療ニーズに適切に対応できる医療体制を構築します。
 - ①地域医療機関の連携強化
- (2)初期救急医療から高度救急医療を含む各医療機関の連携強化により救急医療体制を確保するとともに、応急救護体制の充実を図ります。
 - ①救急医療体制の確保
 - ②応急救護体制の充実
- (3) 市立ひらかた病院は、地域の中核となる公立病院として、救急医療や災害医療などの機能を充実するとともに、地域の医療機関と連携しながら、安全な医療の提供を進めます。
 - ①市立ひらかた病院の医療体制の充実
- (4)外国人や聴覚障害者など誰もが安心して医療を受けることができる環境整備を進めます。
 - ①医療通訳士登録派遣制度の実施
 - ②手話通訳派遣事業の実施
- (5) 高齢者などが住み慣れた地域で、医療・介護が一体的に提供できる体制づくりを進めます。
 - ①医療・介護の連携体制の強化

- 4. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち
- (1)保健・医療・介護・福祉等の連携強化を図り、高齢者が継続して在宅生活ができる環境の整備をめざします。
 - ①保健・医療・介護・福祉の多職種連携協働
- (2) 認知症高齢者が尊厳を持ち、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
 - ①認知症に対する正しい知識や予防方法等の普及・啓発、地域での認知症予防の取り組 みへの支援
 - ②認知症サポーターの養成など認知症支援策の推進
- (3) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援サービスの充実を 図ります。
 - ①生活支援サービスの充実
- (4)介護が必要となった時に質の高い介護サービスが受けられるよう、介護保険施設等の 基盤整備を進めます。
 - ①介護保険施設等の整備
- (5) 高齢者がいつまでも健康に生活できるよう、介護予防を推進します。
 - ①講座の開催やオリジナル体操の普及など介護予防と健康づくりの推進
- (6) 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の技能・経験を生かせる活躍の場 や若者との世代間交流の場の確保など社会参加を促進します。
 - (1) 高齢者のボランティア活動などの社会参加の促進
 - ②高齢者と幼児などとの世代間交流の推進

- (7)「スマートエイジング・シティ」など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる 環境づくりを進めます。
 - ①健康づくりと医療・介護を切れ目なく支える環境づくりの推進